

**第76回国民体育大会
三重とこわか国体鳥羽市実行委員会**

設立総会・第1回総会



日 時：平成30年11月26日（月）午後6時から

場 所：鳥羽商工会議所 かもめホール

**三重とわか国体鳥羽市実行委員会
設立総会・第1回総会 目次**

■設立総会

- 三重とわか国体鳥羽市実行委員会設立総会次第…………… 1 頁
- 説明事項 1
 - 第 7 6 回国民体育大会「三重とわか国体」の概要…………… 2 頁
- 説明事項 2
 - 第 7 6 回国民体育大会「三重とわか国体」開催に向けたスケジュール…………… 4 頁
- 議案
 - 第 1 号 三重とわか国体鳥羽市実行委員会設立趣意書（案）…………… 6 頁
 - 第 2 号 三重とわか国体鳥羽市実行委員会会則（案）…………… 7 頁
 - 参考資料：三重とわか国体鳥羽市実行委員会 組織図…………… 1 1 頁
 - 第 3 号 三重とわか国体鳥羽市実行委員・役員の選任（案）…………… 1 2 頁

■第 1 回総会

- 三重とわか国体鳥羽市実行委員会第 1 回総会次第…………… 1 6 頁
- 議案
 - 第 1 号 第 7 6 回国民体育大会鳥羽市開催基本方針（案）…………… 1 7 頁
 - 第 2 号 三重とわか国体鳥羽市実行委員会 平成 3 0 年度事業計画（案）・1 8 頁
 - 第 3 号 三重とわか国体鳥羽市実行委員会 平成 3 0 年度収支予算（案）・1 9 頁
 - 第 4 号 三重とわか国体鳥羽市実行委員会常任委員会への委任事項（案）・2 0 頁

※添付資料：三重とわか国体リーフレット 1 部

設立総会

三重とわか国体鳥羽市実行委員会 設立総会・次第

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 説明事項
 - (1) 第76回国民体育大会「三重とわか国体」の概要
 - (2) 第76回国民体育大会開催に向けたスケジュール
4. 議長選出
5. 議事
 - 第1号議案 三重とわか国体鳥羽市実行委員会設立趣意書
 - 第2号議案 三重とわか国体鳥羽市実行委員会会則（案）
 - 第3号議案 三重とわか国体鳥羽市実行委員・役員の選任（案）
6. 閉会

設立総会【説明事項1】

第76回国民体育大会「三重とこわか国体」の概要

1. 目的

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2. 主催

- 大会の主催：公益財団法人 日本スポーツ協会、文部科学省、三重県
- 各種競技会：上記と日本スポーツ協会加盟団体及び会場地市町村を含めたもの

3. 開催時期及び期間

平成33年9月25日（土）～10月5日（火）まで

4. 実施競技：37競技

| | | |
|------------|--------|------------|
| 陸上競技 | ハンドボール | 剣道 |
| 水泳 | 自転車 | ラグビーフットボール |
| サッカー | ソフトテニス | 山岳 |
| テニス | 卓球 | カヌー |
| ボート | 軟式野球 | アーチェリー |
| ホッケー | 相撲 | 空手道 |
| ボクシング | 馬術 | クレー射撃 |
| バレーボール | フェンシング | なぎなた |
| 体操 | 柔道 | ボウリング |
| バスケットボール | ソフトボール | ゴルフ |
| レスリング | バトミントン | トライアスロン |
| セーリング | 弓道 | |
| ウエイトリフティング | ライフル射撃 | |

○特別競技：1競技

高等学校野球（硬式・軟式）

○公開競技：5競技

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンドゴルフ

○デモンストレーションとしてスポーツ行事

生涯スポーツ振興の一環として、本大会開催年度において、正式競技・特別競技・公開競技以外のスポーツで開催県内住居者が参加して実施する。

4. 愛称、スローガン、マスコットキャラクター

○愛称：「三重とこわか国体」

○スローガン：「ときめいて人 かがやいて未来」

○マスコットキャラクター：「とこまる」



とこまる



とこまる
(フェンシングバージョン)



とこまる
(鳥羽市バージョン)

5. 鳥羽市開催競技

| 競技名 | | | | | 会場 |
|------|--------|------|------|--|---------|
| 正式競技 | フェンシング | | | | 鳥羽市民体育館 |
| | 種目 | 少年少女 | フルーレ | | |
| | | 成年女子 | フルーレ | | |
| 成年男子 | | フルーレ | エペ | | |

○フェンシング競技開催期間

平成33年9月26日（日）～9月29日（水）までの4日間

6. 参加予定数

三重県全体参加予定数（監督・選手・競技役員数） 約22,000人

鳥羽市参加予定数 約330人




鳥羽市開催競技に係る宿泊予想人数 約1,800人（延べ人数）










※伊勢市開催競技に係る宿泊予想人数 約24,700人（延べ人数）

志摩市開催競技に係る宿泊予想人数 約5,100人（延べ人数）

設立総会【説明事項2】

第76回国民体育大会「三重とわか国体」開催に向けたスケジュール

| 年度 | 主要日程 | 鳥羽市実行委員会 | 市 |
|-----------------------------|---|----------|---|
| 平成23年度 (2011年) 【10年前】 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">開催要望書提出(県)</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;">開催内々定</div> | | |
| 平成24年度 (2012年) 【9年前】 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; display: inline-block;">会場市町選定</div>  | | |
| 平成25年度 (2013年) 【8年前】 | | | |
| 平成26年度 (2014年) 【7年前】 | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">第2次選定案可決 選定競技: フェンシング</div> |
| 平成27年度 (2015年) 【6年前】 |  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; display: inline-block; vertical-align: middle;">中央競技団体 正規視察</div> | | |
| 平成28年度 (2016年) 【5年前】 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">開催内々定</div> | | |
| 平成29年度 (2017年) 【4年前】 | | | |

| 年度 | 主要日程 | 鳥羽市実行委員会 | 市 |
|----------------------------|--|---|--|
| 平成30年度 (2018年) 【3年前】 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">会場地総合視察 (日体協、文科省)</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">開催決定</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実行委員会設立</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">常任委員会 専門委員会設置</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">常任委員会 専門委員会開催</div>  | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">教育委員会生涯学習課 スポーツ推進係に2名 増員</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">教育委員会生涯学習課 スポーツ推進係(国体 担当)に臨時職員1名 雇用(フェンシング経 験者)</div>  |
| 平成31年度 (2019年) 【2年前】 | | <div style="text-align: center;">総会 常任委員会 各専門委員会 随時開催</div>  | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">リハーサル大会 実施本部設置</div> |
| 平成32年度 (2020年) 【1年前】 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">リハーサル大会</div>  | |
| 平成33年度 (2021年) 【開催年】 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第76回国民体育大会「三重とわか国体」</div>  | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実行委員会解散</div> |

設立総会【第1号議案】

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会 設立趣意書（案）

国民体育大会は戦後の荒廃と混乱の中で、スポーツを通じて国民に勇気と希望を与えようと、昭和21年に第1回大会が開催され、以来我が国最大のスポーツの祭典として、国民の健康増進と体力向上、そして豊かで活力ある地域づくりに大きく寄与してまいりました。

三重県においては、昭和50年に第30回大会「三重国体」が開催され、鳥羽市においてもフェンシング競技と相撲競技が開催されるなど、その後のスポーツの普及・発展や地域づくりの礎となりました。

平成30年7月18日、公益財団法人 日本スポーツ協会から平成33年に二巡目となる三重県開催の決定を受け、これにより鳥羽市では正式競技のフェンシング競技の開催が決定されました。

このことは、鳥羽市の多彩な魅力を全国に発信する絶好の機会であると同時に、全国アスリートのプレーを身近に触れるとともに、郷土選手の活躍によって郷土に誇りを持ち、スポーツを通じた地域づくりに一層の拍車がかかり、健康で活力に満ちた、魅力ある鳥羽市の発展につながるものであります。

大会を成功に導くために、市民一人ひとりの英知と情熱を結集して、おもてなしの心で本市の恵まれた自然や歴史・地域資源を全国に発信し「真珠のようにきらり輝く鳥羽」に相応しい実りのある大会になるよう、市民・関係団体・行政の協働による「三重とこわか国体鳥羽市実行委員会」を設立するものであります。

平成30年11月26日

鳥羽市長 中村 欣一郎

設立総会【第2号議案】

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、三重とこわか国体鳥羽市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は第76回国民体育大会において、鳥羽市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1）競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2）競技会の開催に係る準備に関すること。
- （3）競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （4）競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （5）関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （6）その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（構成）

第4条 実行委員会は会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）鳥羽市を代表する者
- （2）鳥羽市議会を代表する者
- （3）関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- （4）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 10名以内
- （3）常任委員 20名以内
- （4）監事 2名

（役員を選任）

第6条 会長は、鳥羽市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に規定する事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。

(3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

10 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

11 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

4 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て鳥羽市に帰属する。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

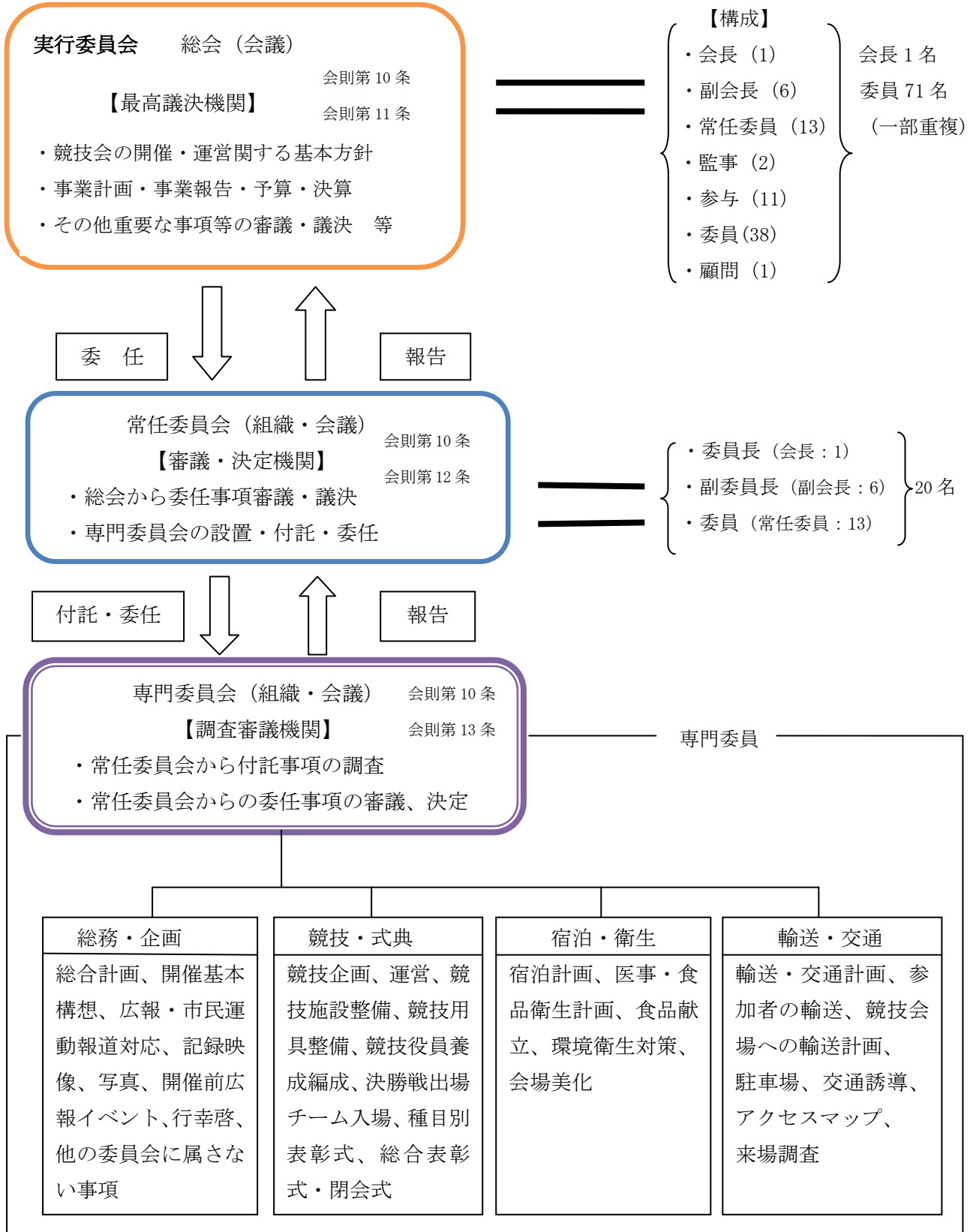
附 則

この会則は、平成30年11月26日から施行する。

組 織 図

参 考 資 料

三重とこわか国体 鳥羽市実行委員会



設立総会【第3号議案】

三重とこわか国体鳥羽市実行委員・役員の選任（案）

会長

（順不同・敬称略）

| No | 区 分 | 所属機関・団体・役職名 | 氏 名 |
|----|------|-------------|--------|
| 1 | 行政関係 | 鳥羽市長 | 中村 欣一郎 |

副会長

| No | 区 分 | 所属機関・団体・役職名 | 氏 名 |
|----|----------------|-------------|-------|
| 1 | 議会関係 | 鳥羽市議会 議長 | 浜口 一利 |
| 2 | 産業・経済関係 | 鳥羽商工会議所 会頭 | 松田 音壽 |
| 3 | 宿泊・観光・ 衛生関係 | 鳥羽市観光協会 会長 | 吉川 勝也 |
| 4 | スポーツ関係 | 鳥羽市体育協会 会長 | 大松 正嗣 |
| 5 | 行政関係 | 鳥羽市副市長 | 立花 充 |
| 6 | 行政関係 | 鳥羽市教育長 | 小竹 篤 |

常任委員

| No | 区 分 | 所属機関・団体・役職名 | 氏 名 |
|----|----------------|-------------------|--------|
| 1 | 議会関係 | 鳥羽市議会 副議長 | 木下 順一 |
| 2 | 社会・市民団体 | 鳥羽市自治会連合会 会長 | 中村 幸照 |
| 3 | 県競技団体 | 三重県フェンシング協会 会長 | 野村 保夫 |
| 4 | スポーツ関係 | 鳥羽市スポーツ推進委員協議会 会長 | 今井 芳多賀 |
| 5 | スポーツ関係 | 鳥羽市体育協会 理事長 | 橋本 満幸 |
| 6 | 教育関係 | 鳥羽市小中学校長会 会長 | 野村 睦 |
| 7 | 宿泊・観光・ 衛生関係 | 鳥羽旅館組合連絡協議会 会長 | 吉田 一喜 |

| | | | |
|----|-------|--------------|--------|
| 8 | 行政関係 | 鳥羽市企画財政課長 | 山下 正樹 |
| 9 | 行政関係 | 鳥羽市総務課長 | 寺田 勝治 |
| 10 | 行政関係 | 鳥羽市消防本部消防長 | 益田 由典 |
| 11 | 行政関係 | 鳥羽市観光課長 | 濱口 博也 |
| 12 | 行政関係 | 鳥羽市建設課長 | 中山 満樹男 |
| 13 | 国・県関係 | 三重県警鳥羽警察署 署長 | 稲葉 幸弘 |

監事

| No | 区 分 | 所属機関・団体・役職名 | 氏 名 |
|----|------|-------------|-------|
| 1 | 行政関係 | 鳥羽市代表監査委員 | 村林 守 |
| 2 | 行政関係 | 鳥羽市会計管理者 | 上村 和弘 |

顧問

| No | 区 分 | 所属機関・団体・役職名 | 氏 名 |
|----|------|-------------|-------|
| 1 | 議会関係 | 三重県議会 議員 | 野村 保夫 |

参与

| No | 区 分 | 所属機関・団体・役職名 | 氏 名 |
|----|------|-------------|-------|
| 1 | 議会関係 | 鳥羽市議会 議員 | 世古 安秀 |
| 2 | 議会関係 | 鳥羽市議会 議員 | 坂倉 広子 |
| 3 | 議会関係 | 鳥羽市議会 議員 | 尾崎 幹 |
| 4 | 議会関係 | 鳥羽市議会 議員 | 戸上 健 |
| 5 | 議会関係 | 鳥羽市議会 議員 | 坂倉 紀男 |
| 6 | 議会関係 | 鳥羽市議会 議員 | 山本 哲也 |
| 7 | 議会関係 | 鳥羽市議会 議員 | 井村 行夫 |

| | | | |
|----|------|----------|-------|
| 8 | 議会関係 | 鳥羽市議会 議員 | 中世古 泉 |
| 9 | 議会関係 | 鳥羽市議会 議員 | 河村 孝 |
| 10 | 議会関係 | 鳥羽市議会 議員 | 片岡 直博 |
| 11 | 議会関係 | 鳥羽市議会 議員 | 奥村 敦 |

委員

| No | 区 分 | 所属機関・団体・役職名 | 氏 名 |
|----|----------------|-----------------------------------|---------|
| 1 | 市実施競技 | 鳥羽市フェンシング協会 会長 | 山岡 伸和 |
| 2 | スポーツ関係 | 鳥羽市スポーツ少年団 本部長 | 勢力 吉男 |
| 3 | スポーツ関係 | 鳥羽志摩中学校体育連盟 会長 | 掛橋 敏也 |
| 4 | スポーツ関係 | 鳥羽市小学校体育研究会 会長 | 浜田 浩 |
| 5 | 教育関係 | 鳥羽市PTA連合会 会長 | 片岡 憲明 |
| 6 | 教育関係 | 鳥羽市青少年育成市民会議 会長 | 宮濱 克行 |
| 7 | 教育関係 | 三重県立鳥羽高等学校 校長 | 清水 豊 |
| 8 | 教育関係 | 独立行政法人国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校 校長 | 林 祐司 |
| 9 | 健康・福祉関係 | 社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会 会長 | 森下 幸穂 |
| 10 | 健康・福祉関係 | 鳥羽市障害者互助会 会長 | 小竹 晃平 |
| 11 | 健康・福祉関係 | 鳥羽市老人クラブ連合会 会長 | 小林 千代太郎 |
| 12 | 交通関係 | 鳥羽地区交通安全協会 会長 | 前田 廣行 |
| 13 | 交通関係 | 近畿日本鉄道株式会社名古屋総括部運輸部鳥羽駅 駅長 | 松本 智 |
| 14 | 交通関係 | 三重交通株式会社伊勢営業所 所長 | 三村 和也 |
| 15 | 交通関係 | 一般社団法人三重県タクシー協会志摩支部 支部長 | 板谷 四郎 |
| 16 | 宿泊・観光・ 衛生関係 | 鳥羽観光施設連合会 会長 | 森本 徹 |

| | | | |
|----|----------------|-------------------------------|--------|
| 17 | 宿泊・観光・ 衛生関係 | 鳥羽市料飲組合 組合長 | 浦口 恵次 |
| 18 | 産業・経済 | 鳥羽磯部漁業協同組合 代表理事組合長 | 永富 洋一 |
| 19 | 産業・経済 | 鳥羽志摩農業協同組合 代表理事理事長 | 前田 長弘 |
| 20 | 社会・市民団体 | 鳥羽市文化協会 会長 | 野村 昭輝 |
| 21 | 社会・市民団体 | 鳥羽ロータリークラブ 会長 | 濱崎 與吉 |
| 22 | 社会・市民団体 | 鳥羽ライオンズクラブ 会長 | 野村 徳正 |
| 23 | 社会・市民団体 | NPO法人伊勢志摩バリアフリースーツアークセンター 理事長 | 中村 元 |
| 24 | 社会・市民団体 | 一般社団法人鳥羽市青年会議所 理事長 | 竹内 潤平 |
| 25 | 医療関係 | 鳥羽志摩歯科医師会 会長 | 山本 修 |
| 26 | 医療関係 | 鳥羽志摩薬剤師会 会長 | 上村 肇 |
| 27 | 医療関係 | 公益社団法人志摩医師会 副会長 | 中村 菊洋 |
| 28 | 行政関係 | 鳥羽市市民課長 | 橋本 しほみ |
| 29 | 行政関係 | 鳥羽市税務課長 | 松村 美佳 |
| 30 | 行政関係 | 鳥羽市環境課長 | 東川 元洋 |
| 31 | 行政関係 | 鳥羽市健康福祉課長 | 下村 悦生 |
| 32 | 行政関係 | 鳥羽市農水商工課長 | 中村 菊也 |
| 33 | 行政関係 | 鳥羽市議会事務局長 | 清水 敏也 |
| 34 | 行政関係 | 鳥羽市定期船課長 | 中井 鍊治 |
| 35 | 行政関係 | 鳥羽市水道課長 | 浜口 貢 |
| 36 | 行政関係 | 鳥羽市教育委員会 総務課長 | 世古 雅人 |
| 37 | 行政関係 | 鳥羽市教育委員会 学校教育課長 | 岩本 和也 |
| 38 | 国・県行政関係 | 三重県伊勢保健所 所長 | 鈴木 まき |

第 1 回総会

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会 第 1 回総会・次第

1 開 会

2 議 事

第 1 号議案 三重とこわか国体鳥羽市開催基本計画方針（案）

第 2 号議案 三重とこわか国体鳥羽市実行委員会平成 30 年度事業計画（案）

第 3 号議案 三重とこわか国体鳥羽市実行委員会平成 30 年度収支予算（案）

第 4 号議案 三重とこわか国体鳥羽市実行委員会総会から常任委員会への委任事項（案）

3 閉 会

第1回総会【第1号議案】

三重とこわか国体鳥羽市開催基本方針（案）

1. 基本方針

三重とこわか国体は、市民一人ひとりが、英知と情熱を結集するとともに「おもてなしの心」をもって選手・関係者等を温かくお迎えし、本市を訪れる多くの方々が十分満足していただける鳥羽市ならではの魅力あふれる大会を目指すこととする。

また、市民総参加・市民協働で開催する国民体育大会を契機に、市民のスポーツへの関心を高め、より一層のスポーツ活動の普及・発展に寄与するとともに、本市のまちづくりの将来像である「真珠のようにきらり輝く鳥羽」の一層の推進を目指します。

2. 実施目標

（1）市民総参加、市民協働による大会

三重とこわか国体の成功に向け、市民に対し、開催の周知に努めながら市民参加意識の高揚を図り、市民総参加のもと大会を盛り上げていくとともに、市民・関係機関・関係団体・行政との緊密な連携をはかりながら市民協働による大会運営に万全を期する。

（2）おもてなしの心による大会

全国から訪れる選手・監督・役員をはじめ、応援観戦に来られる方々を「おもてなしの心」を持って温かくお迎えし、選手等が心地よく鳥羽市滞在を楽しんでいただける受け入れを実施する。

（3）選手がもてる力を発揮できる大会

選手が日頃の成果を十分に発揮し、すばらしい成績を収められるような大会運営を行い、見る者に夢と感動を与えることができる大会を目指す。

（4）競技力の向上と市民スポーツの振興につながる大会

国民体育大会を契機に、スポーツ団体・個人の競技力のさらなる向上に努めるとともに、市民のスポーツへの関心を高め、競技スポーツから生涯スポーツに至るまで市民誰もが気軽に親しめる環境づくりを推進する。

（5）鳥羽市の魅力を発信する大会

三重とこわか国体の広報や開催を通じ、本市の恵まれた自然や歴史・文化・食など鳥羽市の魅力ある地域資源を全国に発信する機会とする。

第1回総会【第2号議案】

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会

平成30年度事業計画（案）

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会平成30年度事業計画を次のとおりとし、円滑な業務に努める。

1 開催準備業務の推進

- (1) 三重とこわか国体鳥羽市開催に伴う各種計画・実施要項の策定に関する事
- (2) 競技会場施設の整備に関する事
- (3) 大会の広報に関する事
- (4) 県実行委員会からの各種調査対応

2 国体開催地（先催市町）等の各種調査研究

- (1) 福井しあわせ元気国体（第73回国民体育大会）開催後に開催される国体事業説明会への参加などの調査
- (2) いきいき茨城ゆめ国体（第74回国民体育大会）リハーサル大会の視察及び調査

3 会議の開催

計画的、効率的な準備を行うため、次の会議を開催する。

- (1) 総会 1回開催
- (2) 常任委員会 1回程度開催
- (3) 専門委員会 必要に応じて開催

4 国体PRイベントの開催

フェンシング普及イベントの開催

5 関係機関・団体との連携調整

円滑な開催準備を推進するため、三重県及び関係機関・団体との連携を密にし、諸会議への出席や必要に応じた協議を行う。

第1回総会【第3号議案】

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会

平成30年度収支予算（案）

1 収入

（単位：千円）

| 科目 | 予算額 | 概要 |
|-----|-------|--------|
| 補助金 | 3,000 | 鳥羽市補助金 |
| 合計 | 3,000 | |

2 支出

（単位：千円）

| 科目 | 予算額 | 概要 |
|-------|-------|-----------------------------------|
| 事務局費 | 175 | コピー用紙、事務消耗品等、一般郵送料 |
| 会議費 | 225 | 会議資料などコピー用紙、 専門委員会郵送料、会議室使用料 |
| 広報啓発費 | 1,326 | 国体横断幕、国体PRのぼり、 国体ノベルティグッズ等 |
| イベント費 | 1,274 | 体験会指導者報償、フェスタ参加賞等 講師派遣委託料、消耗品等 |
| 合計 | 3,000 | |

第1回総会【第4号議案】

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会

総会から常任委員会への委任事項（案）

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会会則第12条7項第1号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次の通りとする。

- 1 大会開催に関する実施計画及び企画運営に関すること。
- 2 競技施設・設備等に関すること。
- 3 競技及び式典の企画運営に関すること。
- 4 広報・報道及び市民運動に関すること。
- 5 宿泊及び医療・衛生に関すること。
- 6 輸送、交通、消防・防災及び警備に関すること。
- 7 その他大会開催の準備に必要な事項に関すること。